

昭和二十九年法律第五十一号

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 刑事手続（第二条―第十二条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「協定」とは、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定をいう。

2 この法律において「派遣国」とは、千九百五十年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の国際連合安全保障理事会決議並びに千九百五十一年二月一日の国際連合総会決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣したアメリカ合衆国以外の国であつて、日本国との間に協定が効力を有している間におけるものをいう。

3 この法律において「国際連合の軍隊」とは、派遣国が前項に規定する諸決議に従つて朝鮮に派遣した陸軍、海軍及び空軍であつて、日本国内にある間におけるものをいう。

4 この法律において「国際連合の軍隊の構成員」とは、国際連合の軍隊に属する人員で、現に服役中のものをいう。

5 この法律において「軍属」とは、派遣国の国籍を有する文民（派遣国及び日本国の二重国籍者については、当該派遣国が日本国内に入れた者に限る。）で、当該国際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国内に在留する者を除く。）をいう。

6 この法律において「家族」とは、左に掲げる者（日本国の国籍のみを有する者を除く。）をいう。

一 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子
二 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の父、母及び二十一歳以上の子で、その生計費の半額以上を当該国際連合の軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

7 この法律において「国際連合の軍隊の使用する施設」とは、協定第五条第一項の施設をいう。

第二章 刑事手続

（施設内の逮捕等）

第二条 国際連合の軍隊がその権限に基づいて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における逮捕、勾引状又は勾留状の執行その他人身を拘束する処分は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は当該国際連合の軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。

2 死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設内で逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。

（逮捕された国際連合の軍隊の構成員又は軍属の引渡）

第三条 検察官又は司法警察員は、逮捕された者が国際連合の軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が協定第十六条第三項（a）に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認めたときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者を当該国際連合の軍隊に引き渡さなければならない。

2 司法警察員は、前項の規定により被疑者を国際連合の軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。

（国際連合の軍隊によつて逮捕された者の受領）

第四条 検察官又は司法警察員は、国際連合の軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡しを受け、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならない。この場合において、刑事訴訟法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの交付があつたときは、当該逮捕状に代わるものを示して、その引渡しを受けることができる。

2 検察官又は司法警察員は、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡しを受け、又は受けさせなければならない。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

3 前二項の場合を除くほか、検察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取つた後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。ただし、同法第二百三条 第二百四条及び第二百五条第二項に規定する時間は、引渡しがあつた時から起算する。

（施設内の差押え、搜索等）

第五条 国際連合の軍隊がその権限に基づいて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における、又は国際連合の軍隊の財産についての搜索（搜索状の執行を含む。）、差押え（差押状の執行を含む。）、記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む。）、又は検証（検証状の執行を含む。）は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員から当該国際連合の軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする検証の囑託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。

（日本国の法令による罪に係る事件についての搜索）

第六条 協定により派遣国の軍事裁判所が裁判権を行使する事件であっても、日本国の法令による罪に係る事件については、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、捜査をすることができる。前項の捜査に関しては、裁判所又は裁判官は、令状の発付その他刑事訴訟に関する法令に定める権限を行使することができる。

（証人の出頭等の義務）

第七条 派遣国の軍事裁判所の囑託により、裁判官から派遣国の軍事裁判所に証人として出頭すべき旨を命ぜられ、又は派遣国の軍事裁判所において宣誓若しくは証言を求められた者は、これに応じなければならない。

2 前項の者が、正当な理由がないのに、出頭せず、又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、一万円以下の過料に処する。

（証人の勾引状についての協力）

第八条 正当な理由がないのに、前条第一項の規定による裁判官の出頭命令に応じない証人について派遣国の軍事裁判所から囑託があつたときは、裁判官は、その証人に対して勾引状を発してこれを派遣国の軍事裁判所に勾引することができる。

2 前項の勾引状には、派遣国の軍事裁判所の囑託の趣旨を記載しなければならない。

3 第一項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

4 刑事訴訟法第七十一条及び第七十三条第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引に準用する。

（書類又は証拠物の提供等）

第九条 裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類又は証拠物について、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことができる。

（日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力）

第十条 検察官又は司法警察員は、国際連合の軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、当該国際連合の軍隊の構成員、軍属又は当該派遣国の軍法に服する家族の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、又は検察事務官若しくは司法警察職員に逮捕させることができる。

2 国際連合の軍隊から逮捕の要請があつた者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にいることを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官の許可を得て、その場所に

に一條を加ふる改正規定、同法第三百四十三條の次に二條を加ふる改正規定、同法第三百九十九條の次に一條を加ふる改正規定、同法第四百二條の次に一條を加ふる改正規定、同法第四百七十一條の前に章名を付する改正規定、同法第四百八十四條の改正規定、同條の次に一條を加ふる改正規定、同法第五百二條及び第五百七條の改正規定、同法中同條を第五百八條とし、第五百六條の次に章名及び一條を加ふる改正規定並びに同法本則に八條を加ふる改正規定並びに第四條及び第五條の規定並びに次條第一項及び第二項、附則第三條（第七條第一項、第八條第一項及び第二項並びに第十二條の規定、附則第十三條中刑事補償法（昭和二十五年法律第一號）第一條第三項の改正規定、附則第十四條及び第十五條の規定、附則第十六條中日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び區域並びに日本國における合衆國軍隊の地位に關する協定の實施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八號）以下「日米地位協定刑事特別法」という。）第十三條の改正規定、附則第十七條中日本國における國際連合の軍隊に對する刑事裁判權の行使に關する議定書の實施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五號）以下「日國連裁判權議定書刑事特別法」という。）第五條の改正規定、附則第十九條中日本國における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第百五十一號）以下「日國連地位協定刑事特別法」という。）第五條の改正規定、附則第二十四條中國際受刑者移送法第二十一條の改正規定（第四百八十四條）を「第四百八十四條から第四百八十五條まで、第四百八十六條」に改める部分を除く。成十六、附則第二十五條の規定、附則第二十六條中裁判員の參加する刑事裁判に關する法律（平成十一年法律第六十三號）第六十四條第一項の表第四十三條第四項、第六十九條、第七十六條第三項、第八十五條、第九百八條第三項、第二百二十五條第一項、第二百六十三條第一項、第二百六十六條第十一條、第二百七十八條の第二項、第二百九十七條第二項、第三百十六條の十一の項の改正規定（第二百七十八條の「第二項」を「第二百七十八條の三第二項」に改める部分に限る。）、附則第二十七條中刑事收容施設及び被收容者等の処遇に關する法律第二百八十六條の改正規定、附則第二十八條第一項の規定並びに附則第三十七條中刑法等の一部を改正する法律の施行規程

に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十一条第七項の改正規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日）

四 第一条中刑事訴訟法第九十九条第二項の改正規定、同法第二百一条の次に一条を加える改正規定、同法第二百七条の次に二条を加える改正規定、同法第二百八条第一項の改正規定、同法第二百二十四条の次に一条を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百五十六条の次に一条を加える改正規定、同法第二百七十一条の次に七条を加える改正規定、同法第二百九十条の二第一項、第二百九十一条、第二百九十一条の二、第二百九十九条の三ただし書、第二百九十九条の四、第二百九十九条の五、第二百九十九条の六、第二百九十九条の七及び第二百九十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三百十六條の五、第三百十六條の十一、第三百十六條の二十三第三項、第三百四十三條、第三百五十條の二十二、第四百二十九條及び第四百六十三條の改正規定並びに同法第四百六十八條に三項を加える改正規定並びに附則第四条の規定、附則第十六條中日米地位協定刑事特別法第十二條の改正規定、附則第十七條中日国連裁判権議定書刑事特別法第四条の改正規定、附則第十九條中日国連地位協定刑事特別法第四条の改正規定、附則第二十一条から第二十三条までの規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十四条第一項の表第四十三條第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第八十八条第三項、第二百二十五條第一項、第三百六十三條第一項、第三百六十九條、第二百七十八條の二第二項、第二百九十七條第二項、第三百六十六條の十一の項の改正規定（「第二百六十九條」の下に「第二百七十一条の八第一項及び第四項」を加える部分に限る）、附則第三十三條及び第三十四條の規定並びに附則第三十五條のうち刑法等一部改正法第三条中刑事訴訟法第三百四十三條の改正規定の改正規定（公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日）

（罰則に関する経過措置）

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。